

「学校において特に予防すべき感染症」について

(学校保健安全法施行規則第18条)

感染症にかかった時

(1) 学校へ連絡する。(欠席連絡システム or 電話)

①診断名 ②発症日 ③診断日 ④医師からの指示内容

※インフルエンザと診断された場合は、A型またはB型という診断名までお伝え下さい。

(2) 罹患した感染症の『出席停止期間』を担任と確認する。(下記参照)

※罹患した場合は、感染拡大防止のため『出席停止期間』が定められています(同規則第19条)

種別	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

※不明な点や、出席停止期間で不安がある場合など、気軽に保健室までご相談ください。

【インフルエンザ】

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。

発症日 0日目	発症日 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	待機日	待機日	登校可	
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発熱後 5日目	登校可	
発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目

【新型コロナウイルス感染症】

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

「発症した後5日を経過」かつ「症状が軽快した後1日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。

発症日 0日目	発症日 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱	発熱	解熱	症状軽快 後1日目	待機日	待機日	登校可	
発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快 後1日目	待機日	登校可	
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快 後1日目	登校可	
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快 後1日目	登校可
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	症状軽快 後1日目

- * 熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。
- * 発症日は病院を受診した日ではなく、発熱した日を目安としています。
- * 解熱した日の翌日が解熱後1日目となります。（微熱は、解熱ではありません）